

J A 共済における「地域社会づくり」

専門職 武田 俊裕

目次

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 理念・ビジョンとしての地域社会づくり | 4. 「第4の柱」としての農業保障 |
| 2. 持続可能性の意義 | 5. 結語 |
| 3. J A 共済における「保障提供」と「地域貢献」 | |

地域社会づくりへの貢献は、協同組合の理念であり、J A 共済事業の使命であるとされている。近年、「地域・農業活性化積立金」の創設、JCA（日本協同組合連携機構）2030ビジョンの策定、SDGs取組方針の策定、3か年計画における「第4の柱」の提起等を契機として、J A 共済における地域貢献の捉え方を再検討する必要性が生じていると考えられる。これは、組合員・役職員との間で広く共有すべき基本的論点であることから、本稿において検討を行う。

1. 理念・ビジョンとしての地域社会づくり

現在、「持続可能な地域社会づくり」は国内外の協同組合の行動指針・ビジョンとして共有されており、また、J A グループ・J A 共済もそれぞれの理念・使命として、「安心して暮らせる豊かな地域社会づくり」に取り組むことを宣言している。

1995年、国際協同組合同盟（ICA）は、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択した。この声明は、協同組合の「定義」・「価値」とともに、協同組合がその価値

を実践するための指針となる7つの「原則」を定めたものであり、その1つとして、協同組合が地域社会の持続的な発展のために活動すべきであるとされている。

第7原則 コミュニティへの関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、コミュニティの持続可能な発展のために活動する¹。

1997年、J A グループは、上述のICA声明を踏まえ、J A の組合員・役職員の共通の理念として「J A 綱領」を制定した。そのなかで、J A の組合員・役職員が、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすための5つの取組みの1つとして、地域社会づくりが謳われている²。

わたしたちは、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

2003年、全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）は、3項目から成る「J A 共済事業の使命」を定め、その1つとして、地域社会

1 日本協同組合学会の訳文。日本協同組合学会編・21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—20頁〔栗本昭〕（日本経済評論社・2000年）参照。

2 全国農業協同組合中央会・私たちとJ A—J A ファクトブック—13訂版（2022年）19頁参照。

づくりへの貢献を掲げている³。

一、JA共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

2021年、JCAは、わが国の協同組合が2030年の実現に向けて共有するビジョンとして「協同をひろげて、日本を変える」という「JCA2030ビジョン」を定めた。このなかでは、地域課題の達成を通じて社会を変えていくことが提起されている⁴。

○ さらに複雑化・深刻化を増すであろう地域課題に対して、協同のプラットフォームとして、プロセス重視でお互いのできるだけ助け合うことで皆の幸せの実現をめざすことは、成長・競争一辺倒とも言えるいまの社会を持続可能な地域社会の実現へ転換することであり、そのような社会に変えていくことをめざしたい。

2. 持続可能性の意義

「持続可能な開発」は、1984年に国連が設置した「環境と開発に関する世界委員会」が1987年にまとめた報告書において、「将来の世代のニーズを充足する能力を損なうことなしに、今日の世代のニーズを満たしうるような開発」を意味する概念として提起されたものであり、環境保全の議論のなかから成立したものである。1992年の国連環境開発会議（地球サミット）でこの概念が強く提唱されたことを契機として、行政や経営の分野をはじめ

として国際的に広く共有されることになった。

1995年にICAが作成した「協同組合のアイデンティティに関するICA声明のバックグラウンド・ペーパー」の第7原則に関する解説のなかには、「協同組合は地域社会の環境保護のためにしっかり活動する必要がある」との一文がある⁵。

その後、様々な国際会議の場での検討を経て、「持続可能な開発」には人口、貧困、人権などの地球規模の諸問題が相互に深く関連しているとの認識が高まり、経済・社会・環境の持続可能性という3つの側面があるという捉え方がされるようになっていった。

2000年に国連は、様々な国際会議で議論された開発目標と行動計画を統合した「ミレニアム開発目標（MDGs）」を提示し、開発途上国において2015年までに達成すべき目標として次の8項目を設定した。

- 目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 目標2 普遍的初等教育の達成
- 目標3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
- 目標4 乳幼児の死亡率の削減
- 目標5 妊産婦の健康の改善
- 目標6 HIV／エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延の防止
- 目標7 環境の持続可能性の確保
- 目標8 開発のためのグローバル・パートナーシップ

MDGsは貧困解消や初等教育については成果を挙げた一方、環境の持続可能性については成果は挙がらず、またMDGsの恩恵を受け

3 全国共済農業協同組合連合会・JA共済連の現状2022（2022年）1頁参照。

4 「JCA2030ビジョンおよび中期計画」、JCAウェブサイト https://www.japan.coop/about/pdf/210621_04.pdf 参照（2022年7月7日閲覧）。

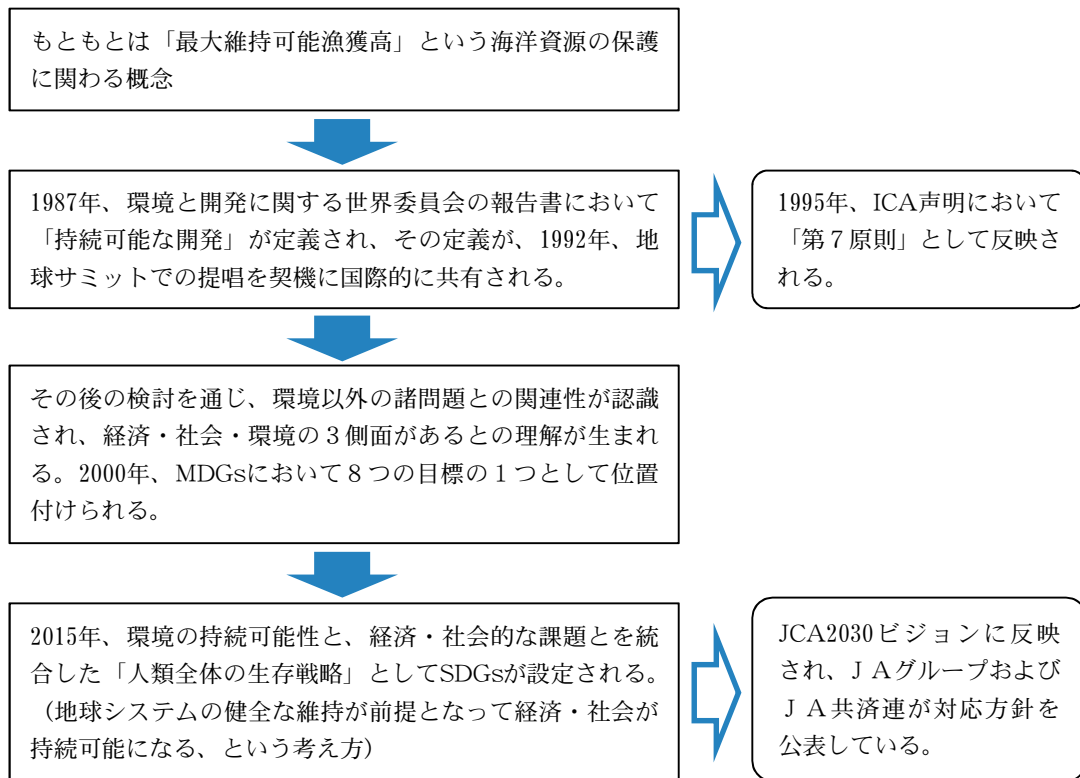
5 前掲注(1)49頁〔栗本昭〕参照。

ることのできない国・地域における格差も課題として残った。そこで、2015年に、MDGsを引き継ぐ国際的な長期共存戦略として、全ての加盟国を対象とする17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められることとなった。SDGsにおいては、MDGsを引き継ぐ未達成の課題だけでなく、平和・開発・人権といった経済・社会的な課題や環境の持続可能性に関する課題が統合され、人類全体の生存戦略として2030年に向けて目指すべき姿が、具体的な到達目標（ターゲット）とともに示されている（持続可能性の概念の推移について、**図表 1** 参照）。SDGsの17の目標の内容は**図表 2**の左欄のとおりであり、目標 1～

6が「MDGsを引き継ぐ開発目標」、目標13～15が「地球サミット以来の環境問題に関する目標」、目標7～12と目標16が「持続可能な社会づくりに関する目標」、目標17が「目標1～16を達成するための体制づくりに関する目標」である⁶。

2021年に定められたJCA2030ビジョンにおいては、「地球温暖化、格差拡大・貧困、食料・水不足、地域ぜい弱化などの諸問題解決にあたり、これからの10年間は持続可能な未来になるか否かの分岐点といわれている」、「国連がかかげた……SDGsは、世界中の政府・営利企業・非営利企業、さらに個人にとっても

(図表 1) 「持続可能性」概念の推移



(出典) 筆者作成

6 「持続可能な開発」に関する定義およびSDGsに至る議論・取組みの経緯については、蟹江憲史・SDGs（持続可能な開発目標）（中公新書・2020年）、田中治彦＝枝廣淳子＝久保田崇編著・SDGsとまちづくり（学文社・2019年）、夫馬賢治・ESG思考（講談社＋α新書・2020年）、田瀬和夫＝SDGパートナーズ・SDGs思考（インプレス・2020年）等を参考にした。

(図表2) SDGsに対するJAグループおよびJA共済の取組み

目標	JAグループの取組み例	JA共済の主な取組み
1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出 ・金融・共済サービスの提供 ・基礎的サービスとしてのインフラ機能の提供（移動販売車など） ・組合員の所得向上 ・子ども食堂の運営・協力 ・インフラ機能の提供を通じたJAの存在意義の発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に向けた保障の提供 ・地震やさまざまな自然災害に備える保障の提供
2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の所得拡大／農業生産の拡大 ・生産基盤の維持 ・環境保全型農業の推進 ・生物多様性の維持 ・福祉サービスの提供（JA版地域包括ケア等） ・食料・農業（6次産業化等）にかかる製造業に対する投資の推進 ・農業振興と食料の安定供給 ・発展途上国における農業・農協支援 ・伝統野菜の生産振興 ・子ども食堂・フードバンクの運営・協力 ・移動販売 ・食農バリューチェーンの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に向けた保障の提供 ・農業経営を取り巻くリスクとその備えの確認を行う農業リスク診断活動 ・農業者の安全確保に向けた農作業事故未然防止活動（農作業事故体験VRを活用した研修プログラムの展開など）
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・医療（地域医療・へき地医療・診断所・歯科等）や福祉事業の提供 ・子育て関連事業 ・交通安全啓発活動（安全教室） ・障害者雇用、農福連携の推進 ・健康づくり・介護予防活動 ・よい食プロジェクトの推進 ・農業リスク診断活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気・ケガ・老後などに備える保障の提供 ・健康増進に役立つ各種サービスメニュー等の提供（食事管理アプリや脳トレアプリ、運動トレーニング、各種検査の優待提供など） ・元気な生活を送るために役立つ健康管理・増進活動、介護・福祉活動（レインボー体操、笑いと健康教室、介護予防教室など） ・交通事故被害者の社会復帰支援に向けた取組み（介助犬の育成支援、リハビリテーションセンターによる社会復帰支援など） ・交通事故のない社会をめざす交通事故未然防止活動（JA共済アンパンマン交通安全キャラバン、自転車交通安全教室など）
4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習 ・子育て支援サービスの提供 ・女性大学の実施 ・持続可能なライフスタイル教育 ・食農教育の実施 ・新規就農支援サービスの提供 	
5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・女性理事・女性総代等の登用促進 ・女性農業者の新規就農・経営管理支援の促進（家族経営協定など） ・女性が働きやすい職場環境づくり ・女性管理職の登用促進 ・子育て支援事業 	
6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・水田による水資源の保全 ・インフラ機能としての飲料水の安定供給（店舗・移動販売車など） ・プラスチックゴミなどの不法投棄の撲滅 ・水資源生態系の保護 ・水利管理等にかかる集落組織への地域住民の参画促進（人・農地プランなど） ・肥料・農業の適切利用に関する営農指導 	
7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー（節電、節水など）技術および資材の普及 ・エネルギー効率の良い生産・輸送・販売方式の推進（直売所の活性化など） ・再生可能エネルギー（太陽光、小水力発電）、バイオマス発電事業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・フード・マイレージ低減に向けた「地産地消」支援の取組み（それいけ！アンパンマンミニショー＆握手会、食育イベント・農業体験など）
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい（ディーセント・ワーク）を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産、金融イノベーション ・移動店舗車、JAネットバンク、JAバンクアプリ ・障害者雇用、農福連携の推進 ・農業従事者への各種支援（新規就農者等にかかる移住定着支援の推進、労働力支援、ICT技術を活用した技術の導入など） ・食品産業等にかかる中小零細企業に対する融資の強化 ・働き方改革 ・農泊事業（グリーンツーリズム等）の持続可能な観光業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者の社会復帰支援に向けた取組み（介助犬の育成支援、リハビリテーションセンターによる社会復帰支援など）
9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・農業へのICT等の先進技術の普及・促進 ・省エネルギー（節電・節水など）技術および資材の普及（特にCO₂削減） ・研究開発、研究者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙使用量削減の取組み（約款のweb化、契約手続きのペーパーレス化など）

(図表2) SDGsに対するJAグループおよびJA共済の取組み(つづき)

目標	JAグループの取組み例	JA共済の主な取組み
10 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ経営の推進 ・国内外のフェアトレードの促進 ・100歳プロジェクトの推進 ・人権問題の啓発活動 ・農福連携の推進 ・外国人労働者の不当な取扱いの撲滅 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者の社会復帰支援に向けた取組み(介助犬の育成支援、リハビリテーションセンターによる社会復帰支援など)
11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の維持・推進 ・交通安全の取組み ・「和食;日本人の伝統的な食文化」にかかる情報発信 ・防災・減災の取組み ・施設のバリアフリー化の推進 ・都市農村交流の推進(直売所間連携、農泊など) ・災害救援活動 ・世界農業遺産、日本農業遺産の普及・推進 ・地域の見守り・助け合い活動 ・農業の多面的機能の提供を通じたJAの存在意義の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に向けた保障の提供 ・地震やさまざまな自然災害に備える保障の提供 ・万が一に備える防災・減災対策活動や自然災害にあわれた際の救援活動(ザブトン教授の防災教室、災害シート・災害キットの無償配布) ・交通事故のない社会をめざす交通事故未然防止活動(JA共済アンパンマン交通安全キャラバン、自転車交通安全教室など) ・農業体験の開催支援 ・異常気象等に対する各種対策事例の情報提供 ・地域インフラの整備等を目的とした債券等へのESG投資
12 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全確保、食の情報開示 ・プラスチックゴミ等の不法投棄の撲滅 ・フードバンク・リサイクル事業等を通じた資源効率の改善 ・よい食プロジェクトの推進(フードロス削減、エシカル消費の推進など) ・農業生産における環境負荷の軽減と持続可能なライフスタイルの提案) ・食品ロスの軽減(売れ残り、規格外品の利活用) ・消費者教育 ・紙資源等の3Rの推進・使用削減 ・肥料・農薬の適切利用に関する営農指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・フード・マイレージ低減に向けた「地産地消」支援の取組み(それいけ!アンパンマンミニショー&握手会、食育イベント・農業体験など) ・紙使用量削減の取組み(約款のweb化、契約手続きのペーパーレス化など)
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害を想定した事業継続計画(BCP)の策定 ・CO₂排出削減 ・土壌診断等による保全、農作物の高温障害対策 ・防災・減災の取組み(地方公共団体、遠隔JA等との防災協定の締結など) ・気候変動に対応した品種・品目への転換等 ・流通段階での省資源・エネルギー効率化など ・多面的機能を有する農地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に向けた保障の提供 ・さまざまな自然災害に備える保障の提供 ・気候変動対策を目的とした債券等へのESG投資 ・紙使用量削減の取組み(約款のweb化、契約手続きのペーパーレス化など) ・フード・マイレージ低減に向けた「地産地消」支援の取組み(それいけ!アンパンマンミニショー&握手会、食育イベント・農業体験など) ・万が一に備える防災・減災対策活動や自然災害にあわれた際の救援活動(ザブトン教授の防災教室、災害シート・災害キットの無償配布) ・異常気象等に対する各種対策事例の情報提供
14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協連携 ・プラスチックゴミ等の不法投棄の撲滅 ・土壌の流出防止 ・MSC・ASC認証商品の積極的な活用 ・肥料・農薬の適切利用に関する営農指導 ・水質浄化機能 	
15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> ・森組連携 ・紙使用削減 ・土壌診断等土地の質的劣化や連作障害の防止にかかる営農指導 ・間伐材やFSC認証商品の利用促進 ・耕作放棄地の発生抑制・利活用の推進 	
16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動(児童・女性・要介護者等虐待牽制) ・コンプライアンス態勢の確立 ・アクティブ・メンバーシップの確立及び推進 ・マナーロンダリング防止対策 ・参加型意思反映(公正) 	
17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合間・農林漁商工業団体との連携 ・地域の多様な組織(RMO)との連携 ・地方公共団体との連携 ・ICA、JCA等との連携 	

(出典) JAグループウェブサイト <https://org.ja-group.jp/challenge/sdgs/> および JA共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sdgs/> (いずれも2022年7月7日閲覧) を基に筆者作成

共通する挑戦課題である」という環境認識が示されている⁷。

J Aグループにおいては、SDGsが目指す社会の実現に向けた取組みの方針として、全国農業協同組合中央会（J A全中）が2020年5月に「J AグループSDGs取組方針」を策定し⁸、J A共済連は2021年4月に「J A共済のSDGsへの取組み」を公表した⁹。それらの概要は図表2の中欄・右欄のとおりである。

3. J A共済における「保障提供」と「地域貢献」

J AグループおよびJ A共済のSDGsへの取組方針においては、図表2の目標1・2・3・11・13に見られるように、J Aが共済事業を通じて組合員に対して行う共済金の給付そのものが、貧困の防止、人々の健康的な生活の確保、持続可能な農業の促進、自然災害からの復元力のある居住の実現、気候変動の影響の軽減といった諸課題の達成を通じて、地域社会の持続可能性の確保につながる取組みであると位置付けられている。

従来、J A共済においては、事業活動を「保障の提供（共済事業）」と「地域貢献活動」というカテゴリーに分け、この両者を「車の両輪の関係」にあるものと表現してきた。「地域貢献活動」とは「病気や事故等の未然防止」と「万一の際の事後支援」を行うものであり、具体的には、健康管理・増進活動、介護・福祉活動、災害救援活動、防災・防火対策活動、復興支援活動、交通事故未然防止活動、交通事故被害者支援活動、文化支援活動、環境保全活動を行っている、と整理されてきた。こ

れらに加えて、2016年に「地域・農業活性化積立金」を創設し、農業振興活動と生活支援活動にも取り組んでいると紹介されている（図表3参照）¹⁰。

こうした「車の両輪の関係」を前提として、上述の「J A共済のSDGsへの取組み」には、「私たちJ A共済は、……「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供や、さまざまな「地域貢献活動（病気や事故等の未然防止と万一の際の事後支援）」を通じ、組合員・地域住民の皆様が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざしてきました。そして、このような取組みの一つひとつが、SDGsの実践そのものと考えています。」「保障・サービスの提供や地域貢献活動等の事業活動を実践し、J A共済の事業基盤である農業と地域社会の持続可能性を確保します。」といった表現が盛り込まれている。こうした表現は、経済・社会・環境に関する諸課題を統合した新しい持続可能性の理解に沿ったものではあるが、その反面、J A共済にとっての「地域貢献」という言葉の意味が、①従来から定着してきた「保障提供と車の両輪の関係にある」、言い換えれば「保障提供とは別の車輪」としての地域貢献活動を指すのか、②「保障提供そのものも持続可能な地域社会づくりに貢献する」というSDGs以降の意味での地域貢献を指すのか、あるいは③2016年に設けられた「地域・農業活性化積立金」を活用してJ Aの自己改革の一環として行われる地域活性化の取組みを指すのか、それぞれの文脈に応じて判断を求められるとすれば、共済事業に携わる役職員や共済に加入する組合員にとって、ややわかりにくくなっているように思われる。

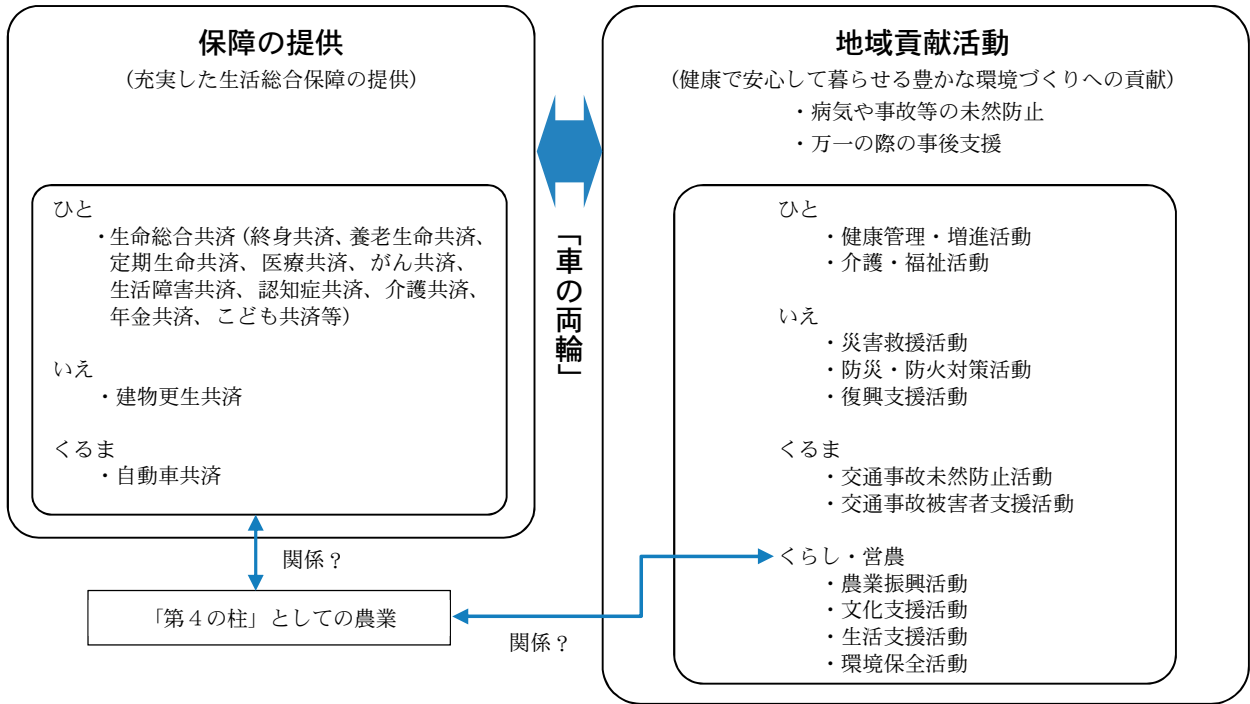
7 前掲注(4)参照。

8 J Aグループウェブサイト <https://org.ja-group.jp/challenge/sdgs/>参照（2022年7月7日閲覧）。

9 J A共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sdgs/>参照（2022年7月7日閲覧）。

10 前掲注(3)50頁参照。

(図表3) 「保障提供」と「地域貢献」



(出典) 「JA共済連の現状 2022」 30頁・50頁を基に筆者作成

JAグループが総合事業のメリットを活かして持続可能な地域社会づくりに取り組もうとしていることや、SDGsが他の協同組合や自治体・企業・NPOとの「共通言語」となっていることを考慮すれば、上記②のように地域貢献を広く捉えることが望ましく、「JA共済のSDGsへの取り組み」が公表されたことを好機として、①の意味での「地域貢献活動」や「車の両輪」という“共済独自の”表現を今後も続けることの適否について検討すべきであろう¹¹⁾。

4. 「第4の柱」としての農業保障

前節では「車の両輪」のうち「地域貢献活動」に着目して検討してきたが、本節では、もう1つの車輪とされている「保障提供」を通じての地域社会づくりの方向性・施策について考察する。

JA共済連が2022年3月に決定した「令和4年度から6年度 JA共済3か年計画」においては、「農業分野を「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱になるよう取組みを強化する。」ことを「重点取組事項」とし、そのための取組施策として、次の項目から成る「農業保障の取組強化」が掲げられている。

11 わが国では、企業の行う社会貢献活動を、「本業とは無関係で利益も生まず、ただイメージアップを狙って行う活動」、あるいは「本業で得た利益を社会に還元する活動」と捉える文化からの脱却が欧米の企業より遅れている、との指摘がある。「車の両輪」という表現がそのような発想のものと言い切ることではできないが、今後、対外的にこの表現を使い続けることで「本業とそれ以外」といったニュアンスを感じさせるおそれがあるとすれば、新たな整理・表現を模索することが望ましい理由となり得ると考えられる。夫馬前掲注(6)37頁参照。

- ① 農業保障ラインアップの整備・拡充
- ② 個人農業者への公的保障も含めた農業リスク診断の実践・保障提供
- ③ 農業法人へのJA・連合会等が一体となった相談対応・保障提供

「農業者が安定的な事業・生活の基盤を築くための保障提供を行うことを通じて農業を活性化することは、地域社会の活性化と持続可能性の確保につながる」という理解に立ち、その取組みを強化するという計画を立て、施策を展開することは、合理的なことである。しかし、「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱という表現に関しては、その意義・趣旨を組合員・役職員に広く伝え、実践を通じてその効果を挙げるためには、以下の点についての検討や整理が必要になると考えられる。

(1) 農業保障と「ひと・いえ・くるま」の関係

JA共済連のディスクローズ誌においては、「農業者の皆さまに対する保障」のラインナップとして、「ひと」分野の定期生命共済・養老生命共済・生活障害共済等、「いえ」分野の建物更生共済、「くるま」分野の自動車共済も掲げられており、それ以外の保障として挙げられているのは、活動組織等の活動中のケガ・賠償事故を保障する「イベント共済」、農業に伴う施設・生産物・保管物に関する賠償事故を保障する「農業者賠償責任共済」、農業経営の大規模化・法人化・6次産業化に伴う労務管理リスク・休業リスク等を保障する「農業応援隊」、農産物の輸出に伴う賠償事故・輸送中の損害・代金回収不能による損害を保障する「海外PL保険」・「外航貨物海上保険」・「中小企業・農林水産業輸出代金保険」であ

る¹²。また、上記「3か年計画」の取組施策③の箇所には、「……農業法人の経営者・従業員個人への「ひと・いえ・くるま」の保障提供に取り組む。」との一文もあり、これらの表現を見ると、「第4の柱」である農業保障のなかに「ひと・いえ・くるま」の保障も含まれているという考え方に立っているようである。

「第4の柱」という表現から多くの組合員や関係者が直感的に想起するのは、「ひと・いえ・くるま」とは別の「第4の分野」のリスクを保障する共済・保険であろうと思われることから、仮に「第4の柱」が、「農業法人の経営者・従業員を含む多様な農業者への、「ひと・いえ・くるま」も含む総合的な保障提供に取り組む」という「取組施策における4本目の柱」という趣旨であるとすれば、そのことを明確に説明し、組合員・役職員の共通理解とする必要があるのでなかろうか¹³。

(2) これまで「柱」とされてこなかった理由

この時期に農業分野の保障提供を事業計画における「新たな柱」として打ち出すということは、これまでの組合員に対する保障提供において、農業分野は「柱」ではなかったという意味にとられかねない。このことをどのように理解すべきなのか、特に系統外部の人々にとってはわかりにくく、また、多くの組合員にとっても適切な整理と説明が求められると思われる。

また、JA共済が農業分野を「新たな柱」と位置付けることで、2018年に改正された農業保険法（旧：農業災害補償法）に基づく農業共済制度・収入保険制度との関係が変化す

12 前掲注(3)38頁参照。これらのうち、農業応援隊、海外PL保険、外航貨物海上保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険は、JA共済連の子会社である共栄火災を通じて提供されている。

13 「ひと・いえ・くるまの総合保障」は、「組合員に対して3つの分野のリスクをすべて提供できる」というJA共済の特徴を表わす言葉であると同時に、「長期共済の目標達成だけに傾注するのではなく、自動車共済の普及推進にも力を入れていこう」という施策を働きかける言葉としても用いられてきた経過がある。

るのか否かについても、その意図や影響についての疑問に答える必要が生じることも想定される。

(3) 従来の「地域貢献活動」との関係

J A 共済連のディスクローズ誌においては、3で述べた「地域貢献活動」の具体的な内容について、「ひと・いえ・くるま・くらし・営農」の4つの分野に分けて説明している(図表3)。農業保障が「第4の柱」となることによって、保障提供以外の諸活動の分野区分も見直されるのか、「地域・農業活性化積立金」を活用して行われる地域活性化の取組みも農業関係とそれ以外に区分されることになるのか、改めて整理することが求められる。「第4の柱はあくまで保障提供におけるものであって、それ以外の活動の柱を指すものではない」という整理が必ずしもわかりやすいとはいえず、説明に工夫が求められよう¹⁴。

(4) 「第4の柱」の目指すもの

2022年に策定された3か年計画では、農業分野が「第4の柱」となるよう取り組むこととなっており、将来に向けてその取組みが拡充されていくものと思われるが、今後どのような状態になれば、J A 共済において「ひと・いえ・くるま・農業の4本柱」と呼べるようになるのか、そして、それがどのような形で「地域社会の活性化と持続可能性の確保」につながるのか、組合員・役職員が共有できるイメージや目標が必要となる。現在J A 共済の子会社である共栄火災を通じて提供されている農業分野の保障を、J A 共済が自ら実施することが目標なのか、「ひと・いえ・くるま」と並ぶ事業実績面の指標が想定されているの

か、各地のJ Aにおける推進や研修の体制整備を条件として考えるのか、J Aの実施する総合事業の枠組を活かすことを想定するのか、何らかの「工程表」が求められることになろう。

5. 結語

「J A 共済が、協同組合の事業として、また、J Aの実施する総合事業の一環として、豊かで持続可能な地域社会づくりにどのように貢献していくのか」について組合員・役職員が意思を統一することは、協同組合の理念とJ A 共済事業の使命についての理解を共有することであり、2030年に向けたビジョンの実現のために必要なことでもある。本稿では、近年の事業環境の変化を踏まえた概念・考え方の整理を中心に述べてきたが、実務においては、それに加えて、各地のJ Aにおける取組みや共済以外の事業における取組みも含めてその成果・実態を把握し、組合員・役職員に効果的に伝えることが求められる。

「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」において、協同組合は、人々の「共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする¹⁵」と定義されている。深刻化する孤立の問題に対して、人と人のつながりを創り、守ることが協同組合の存在意義であるとすれば、共済事業における3Q訪問活動や自然災害後の損害調査活動における組合員とのコミュニケーションも、地域社会づくりへの貢献における重要な論点となり得る。JCA2030ビジョンが、現在を「持続可能な未来になるか否かの分岐点」と捉え、「成長・競争一辺倒とも言えるいまの社会を

14 J A 共済連が2022年8月に公表した「J A 共済地域貢献活動REPORT2022」5頁においては、地域・農業活性化積立金を活用した活動実績を「営農分野」と「くらし分野」に区分した表が掲載されており、両者を区分する動きの一例として捉えることができる。

15 日本協同組合学会の訳文。前掲注(1)16頁〔栗本昭〕参照。



持続可能な地域社会の実現へ転換すること」を
目指しているなか、それぞれの協同組合が、
いかに広い視野で「地域社会づくりへの貢献」
を構想し、成果を挙げていけるか、そして、
そのための人材を育成していけるかが問われ
ているといえよう。

こうした視点から、現在ICAで行われてい
るICA声明の再検討において、「第7原則
地域社会への関与」^{コミュニティ}に関してどのような議論
が行われるか¹⁶についても注視していき
たい。

16 第7原則に関する論点にかかる筆者の問題意識について、武田俊裕「協同組合のアイデンティティに関するICA声明の再検討に向けて」・共済総合研究第84号16頁（2020年・JA共済総合研究所）参照。